

平成20年3月28日発行

# 特別支援教育通信

## 第1号

特集

心身障害教育から特別支援教育へ

■編集■ 東京都教育庁学務部義務教育特別支援教育課  
東京都就学相談室  
電話 03-5228-3433  
ファクシミリ 03-5228-3459

### あいさつ「障害者施策と東京都特別支援教育推進計画の策定」

教育庁学務部義務教育特別支援教育課  
課長 松尾 正純

東京都は、これまで、どんなに障害が重くとも、人間としての尊厳をもって生活できるよう、障害者施策の充実に取り組んできました。

特に、教育分野においては、国の施策に先んじて、通級による指導の学級編制や心身障害児希望者全員就学などに取り組んできました。また、個別指導計画を開発して個に応じた指導の充実に努めるとともに、心身障害児理解教育の推進事業をとらして心身障害教育や障害のある子供たちに対する地域の人々への理解啓発に努めてきました。

特別支援教育についても、平成14年6月に「東京都心身障害教育改善検討委員会」を設置して、都における心身障害教育の今後の基本的方向を協議し、平成15年12月には「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を公表しました。そして、平成16年11月には、「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、今後10年間の都における特別支援教育の方向性を広く都民に公表し、平成16年度から19年度までの4年間で第一次実施計画期間に定めて、その計画の実現に取り組んできました。

第一次実施計画の実施期間中、都においては、平成18年12月に公表した「10年後の東京～東京が変わる～」の主要な施策の中で、子供たちに次代を担う力を身に付けさせ、東京でチャレンジしようとする意欲ある人々に多様な機会を提供するとともに、NPOやボランティアなど多様な活動主体が社会を担うシステムを構築することや、年齢、障害の有無、国籍の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、その中で、企業集積の強みを生かし、新たに3万人以上の障害者雇用を創出することを公表しました。

国においては、平成18年6月、学校教育法等が一部改正され、平成19年4月から、障害のある子供たちの教育の充実に努めるため、従来、障害種別ごとに設置されていた盲・ろう・養護学校制度を、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる特別支援学校制度に転換するとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する特別の支援を必要とする子供たちに対して、適切な教育（特別支援教育）を行うことが明確に位置付けられました。さらに、改正された教育基本法が、平成18年12月に施行され、国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないことが規定されました。

本年度（平成19年度）発表した東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画では、第一次実施計画に基づいて展開してきた取組の成果に加え、変わるべき東京の姿や国内外の動向を見据えて、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある子供たちの乳幼児期から学校卒業後までを見通し、関係機関と連携した自立し社会参加できる教育の実現に向けた具体的な施策を計画しています。

特別支援教育は、関係者の取組と努力だけで充実・発展するものではありません。東京都の特別支援教育の充実・発展のため、今後とも、保護者の皆さま並びに都民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 報告Ⅰ 心身障害教育から特別支援教育へ —通信の特集テーマからみる変遷—

東京都就学相談室

今年度から特別支援教育が実施となりました。本通信も「特別支援教育通信」へと名称を変更いたします。第1号発行のこの機会に、今日までの本通信の特集テーマから都・国・世界の障害のある子供の教育にかかわる法改正や施策について、振り返ってみました。

年度	特集のテーマ	都・国・世界の動き
昭和49	『障害教育通信』創刊 No.1「全員就学をめぐる」(49.6)	都) 都就学相談体制の整備(49) 都) 心身障害児希望者全員就学の実施(49) 都) 教育庁学務部の心身障害教育課、指導部の心身障害教育指導課分離独立(49)
昭和50	No.4「ようやく実るスクールバス配車」(50.3)	
昭和51	No.7「後期中等教育」(51.1)	
昭和53	No.12「学校卒業後の進路」(53.3)	
昭和54	No.14「希望者全員就学の経過と今後の課題」(54.6)	都) 小中学校の訪問学級を養護学校に順次移管(54) 国) 養護学校教育義務制施行(54)
昭和56	No.16「国際障害者年を迎えて」(56.3)	世) 「完全参加と平等」を理念とした国際障害者年(56)
昭和57	No.18「高等部の教育」(57.3)	都) 国際障害者年東京都行動計画の策定(57)
昭和60	No.23「心身障害教育の理解と推進事業のあらまし」(60.9)	
昭和61	No.24「心身障害学級の教育の特色」(61.8)	
昭和62		都) 東京都心身障害教育推進委員会設置(62)
昭和63		都) 心身障害児理解推進事業開始(63) 国) 小・中学校及び高等学校学習指導要領に「学校相互の連携協力を図ること」が記述(63)
平成元	『心身障害教育通信』へ名称変更 No.32「望ましい体験入学のあり方」(2.9)	世) 国連「児童の権利に関する条約」採択(元)
平成2	No.34「望ましい就学相談のあり方」(3.9)	
平成3		
平成4		都) ノーマライゼーション推進教育プラン(4) 都) 医療体制整備事業開始(4)
平成5	No.38「就学相談における学校の役割」(5.9)	都) ろう学校幼稚部就学前教育検討委員会設置(5) 国) 「通級による指導」制度化(5) 国) 障害者基本法公布(5)
平成6		都) 病院内教育等検討委員会報告(6) 世) サラマンカ宣言(6)
平成7		国) 「精神薄弱」の用語を「知的発達障害」に変更(7)
平成8	No.43「高等部専攻科・産業技術科の教育と入学相談」(8.3)	国) 盲学校・聾学校・養護学校高等部の職業教育・進路指導の充実について(報告)(8)
平成10	No.46「東京都聴覚障害教育の新たな飛躍に向けて」(10.3)	都) 聴覚障害教育検討委員会の設置(10) 都) 高等部訪問教育の実施(学級認可)(10)
平成11	No.47「東京都における病院内・訪問教育の充実に向けて」(11.1)	
平成13	No.49「地域とのつながりを生かした就学相談の充実」(13.3)	国) 21世紀の特殊教育の在り方(答申)(13) 国) 文部科学省特別支援教育課の設置(13) 世) WHO国際障害分類の改訂(13)
平成14		都) 東京都心身障害教育改善検討委員会設置(14) 国) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)(14)
平成15	No.51「東京都心身障害教育改善検討委員会の動向」(15.3)	都) これからの特別支援教育の在り方について(答申)(15) 国) 今後の特別支援教育の在り方(答申)(15) 国) 障害者基本計画、新障害者プラン実施(重点施策実施5カ年計画)(15)
平成16		都) 東京都特別支援教育推進計画策定(16)
平成17	No.53「東京都特別支援教育推進計画について」(17.3)	国) 発達障害者支援法施行(17) 国) 特別支援教育体制推進事業(17～18) 国) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)(17)
平成18		国) 学校教育法施行規則の一部改正(18) 国) 障害者自立支援法一部施行(18)
平成19	No.55『特別支援プロジェクト(就学支援)』について」(19.3)	国) 学校教育法等の一部改正(18) 国) 特別支援教育の推進について(通知)(19)
	『特別支援教育通信』へ名称変更 No.1「心身障害教育から特別支援教育へ」(20.3)	都) 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画策定(19) 国) 改正学校教育法等の施行(19.4)

## 報告Ⅱ

## 第二次実施計画の概要

## —就学支援等を中心に—

## 東京都就学相談室

※東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の全文は、東京都教育委員会ホームページに掲載するとともに、冊子としてまとめたものを都庁第一庁舎三階都民情報ルームで販売しています。( )は、冊子の掲載ページです。

## 1 障害のある乳幼児に対する早期支援 (p38、68)

障害の早期発見のため、病院での検査や保健センター等での乳幼児健診などが実施され、障害が発見された乳幼児は、保健センターや療育センター、病院及び障害児通園施設等での療育プログラムに基づく訓練を受けています。第二次実施計画では、平成20年度から発達障害を含む障害のある乳幼児の早期支援のために、福祉、保健との連携の在り方を検討し、平成21年度にはモデル事業を実施し、実践的な研究を行います。

## 2 適切な就学等の推進 (p39、69)

これまで以上に都と区市町村が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した的確な情報提供を行い、保護者のより深い理解と納得の得られる就学・転学相談を実施します。

そのために、幼稚園や保育所の教職員、教育委員会や特別支援学校の就学や転学にかかわる相談を担当する者等を対象にした研修を一層充実します。

また、就学時健診の在り方に関する調査研究をモデル地区を指定して実施します。

## 3 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」の設置 (p41他)

「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全都的な視野に立って特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室(仮称)」を設置します。「東京都特別支援教育推進室(仮称)」は、従来の「就学相談機能」に加えて「就労支援機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備え、都における特別支援教育を推進する中核的な役割を担います。また、特別支援教育の推進・充実・発展にかかわる課題を整理し、「東京都広域特別支援連携協議会」へ情報提供する機能も果たします。

## 4 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築 (p63)

都教育委員会は、通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの在り方を検討し、ガイドラインを作成するとともに、区市町村教育委員会からの学級編制の同意協議の際には、支援の現状に関する資料の提出を求めるなどその在り方を検討します。平成20年度から、判定システムを検証していくため地区を指定したモデル事業を実施します。

## 5 就学・転学相談の改善 (p64)

知的障害学級への入級を希望する児童・生徒については、その実態を十分に把握し、就学・転学相談において、入級が適切かどうかの判定を行う必要があります。また、発達障害の児童・生徒が入級した場合は、通常の学級との交流及び共同学習を取り入れるなど、個に応じた指導を工夫していくことが大切です。その結果、指導によって障害の改善が見られる場合には、適切な時期に通常の学級への措置変更の判定及び転学相談を実施するなど、弾力的な対応を行っていく必要があります。今後、都教育委員会は区市町村教育委員会に対し、就学相談ガイドラインで示した「児童・生徒実態把握票」を活用した就学・転学相談が実施できるよう、担当者研修や訪問相談等をおとして保護者や関係機関と連携した作成・活用の事例を示すなど、具体的な支援を行っていきます。

## 6 特別支援学校における通級による指導等の実施 (p65)

都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を開始します。これに伴い、今後は、小・中学校の弱視又は難聴通級指導学級の学級編制について、設置する区市町村教育委員会との十分な協議を行っていきます。また、必要に応じて小・中学校への巡回相談も実施します。

## 7 「就学支援計画」の作成 (p69)

乳幼児期の様々な機関の支援を学齢期の小学校などにつなげる「就学支援計画」の作成が求められています。都教育委員会では、この「就学支援計画」を「就学支援ファイル」と「就学支援シート」の2つのものからなる考え、研究・開発してきました。「就学支援ファイル」は、「就学相談」の際に作成する資料をファイルし、就学先へとつなげるものです。また、「就学支援シート」は、就学相談を受けた児童はもちろんのこと、就学相談を受けずに小学校に就学する発達障害の児童についても、就学前機関による支援の情報を就学先の学校に引き継ぐものです。この「就学支援計画」の普及について、都教育委員会は、各種研修会や区市町村訪問等の機会を通して、積極的に区市町村を支援していきます。

## 報告Ⅲ 「就学支援シート等の活用による就学支援体制の充実」 清瀬市教育委員会

### 1 「就学相談に関する調査研究」の課題

清瀬市では、平成18・19年度に、東京都教育委員会から委嘱を受け、障害のある児童・生徒の適切かつ円滑な就学の推進を目的とし、教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携に基づく相談支援体制の整備に関する実践的な研究として、「就学相談に関する調査研究」を行いました。

調査研究の課題は、次のとおりです。

- 「就学支援シート」の作成・実施・評価の在り方について研究する。
- 教育、保健、医療、福祉等の関係機関による就学相談ネットワークの在り方について検討する。
- 転学・進学にあたっての関係機関の情報伝達の方法について検討する。

### 2 就学支援計画としての就学支援シートの活用

本市では、乳幼児期の就学前機関による療育を就学する学校の教育に円滑に引き継ぐため、「就学支援シート」を作成することにしました。

#### (1) 就学支援シートの書式の開発

市内保育園保育士・市内私立幼稚園教諭・保健関係職員・市立小学校特別支援学級担当教諭・市立中学校特別支援学級担当教諭・都立特別支援学校教諭を委員とした「就学支援シート作成部会」を設置し、シートの作成側やシートの受け取り側双方の意見を加え、就学支援シートの書式を開発しました。就学支援シートの書式開発の方針は

①作成側・受け取り側とも、適度の情報量とするために、内容はA3版1枚にまとめる。②保護者の方が記入しやすいように、当該項目をチェックする方式をとり入れる、という2点でした。

#### (2) 初年度の実施とアンケート調査の結果

就学支援シートの導入にあたり、初年度は、数園の市内保育園をモデル園として、就学支援シート活用の試行を行いました。

そして、この試行後にアンケート調査を行い、作成する保育園・保護者・受け取る学校の3者から意見をいただきました。

	保護者から		幼稚園・保育園
○得意なこと ○好きな活動 についてご記入ください。			
○気になること ○支援が必要なこと ○配慮が必要なことについて記入して下さい ※保護者の方は、気になる項目・配慮して欲しい項目にチェックを付けて下さい。 その上で、必要に応じて具体的なことをお書きください	身の回りのこと・生活		
	a 着替え <input type="checkbox"/> b 排泄 <input type="checkbox"/> c 食事 <input type="checkbox"/> d 睡眠 <input type="checkbox"/> e 片づけ <input type="checkbox"/> f 清潔 <input type="checkbox"/>		
	集団生活 g 友達との関わり h 集団行動		
	コミュニケーション i 理解 <input type="checkbox"/> j 意思伝達 <input type="checkbox"/>		
	行動等 k 多動 <input type="checkbox"/> l 奇声 <input type="checkbox"/> m パニック <input type="checkbox"/> n 粗暴 <input type="checkbox"/> o こだわり <input type="checkbox"/>		

清瀬市就学支援シート

アンケート結果としては、「就学前機関の情報を学校に引き継ぐために有効である。」等、おおむね好評でした。また、試行は3月に行いましたが、保育園・学校からは、「作成に早く取りかかれ、学校もなるべく早い段階で受け取れるようなスケジュールで実施したほうがよい。」という意見も寄せられました。

#### (3) 就学支援シートの実施方法

初年度の試行を経て、平成19年度より次ページのような流れで作成し、就学する学校に送付することといたしました。本市では、まず、就学支援シートの作成について説明文書とともに、市内の幼稚園・保育

園の就学する幼児全員の保護者へ配布します。保護者の方は、就学支援シートとその作成についての説明文書を読み、就学支援シートの作成を開始します。

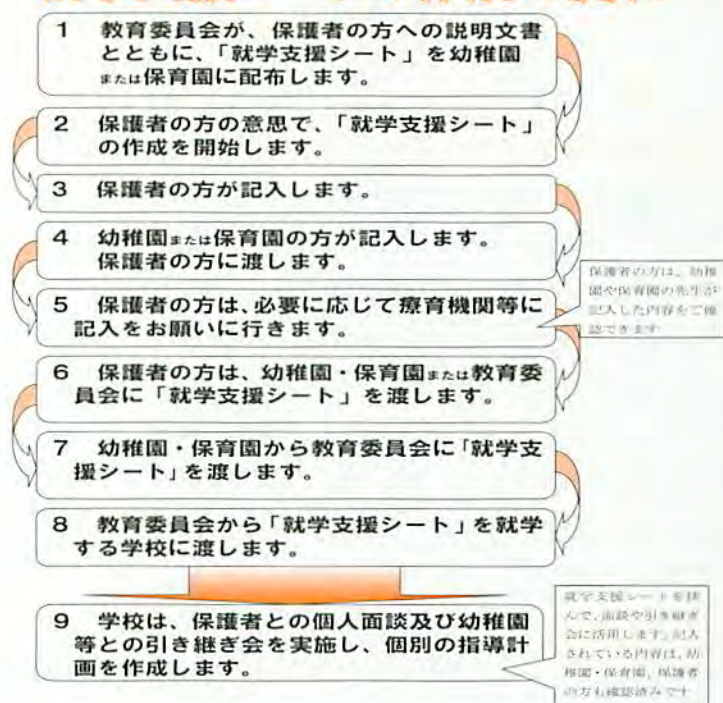
### 3 転学シートについて

(1) 転学を支援するシートの実施について

本市では、小学校から中学校へ進学する際、または、現在通学している小・中学校から転校する際に、支援を必要としている児童・生徒の在籍校における様子や指導の工夫等を新しい学校に引き継ぐために、下図のように「進学・転学支援シート」の作成を検討しました。

検討を進める中で、現在、在籍校が作成している個別の教育支援計画や個別指導計画を、新しい学校に引き継ぐことが重要であると考えました。当然、この資料を新しい学校に送る場合にも、保護者の同意を得ることが必要不可欠です。また、同意を得ることで、保護者も情報の引継ぎに参画できるというメリットもあります。そこで、作成した「進学・転学シート」は、個別の教育支援計画や個別指導計画を新しい学校に送ることについての保護者の同意を得た上で、それらの資料もシートにはさみこみ、次の学校に送れるようにしました。

## 就学支援シートの作成の流れ



I 学習の様子と配慮		
人との かかわり	人との かかわり	誰とでもかかわれる、特定の相手とならかかわれる・配慮事項など
	集団への 参加	集団参加への支援の程度、配慮事項など
	意思疎通 の方法	言語・指示の理解、要求の伝達方法、配慮事項など
学習等 (ことば・数 など)	国語	好きな課題、苦手な課題、特に重視した課題、有効な支援方法など
	算数	好きな課題、苦手な課題、特に重視した課題、有効な支援方法など
II 指導内容・方法の工夫や配慮などに関すること (指導で大切にしてきたこと)		
III ●就学後の生活に関する家庭の意向、要望、期待など *保護者記入欄		
学校生活		
その他		

個別の教育支援計画や個別指導計画を新しい学校に送付することに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

### 4 特別支援教育に関するネットワークの構築

#### ○ネットワークの課題と今後の方向

調査研究会議では、清瀬市の健康推進課・障害福祉課・子育て支援課、清瀬市内の幼稚園・保育園、教育委員会学務課が小学校・中学校に在籍する障害のある児童、生徒の状況から考える「障害のある子どもの乳幼児期における各関係機関の現状と課題」について、整理を行いました。整理の結果、各機関の具体的課題を共有するため、また、発達障害を含む障害のある子どもを適切な就学につなげるため、各関係機関によるネットワークの構築が重要であるという意見が多くあがりました。今後は、現在の就学相談に関する調査研究会議を発展させ、「特別支援教育に関する清瀬市関係機関ネットワーク」の立ち上げを検討していきます。

## 報告Ⅳ 「就学支援体制の整備に向けて」 —就学支援シートの活用を通して—

町田市教育委員会

### 1 東京都の就学相談に関する調査研究として位置づけた町田市の特別支援教育検討委員会

特別支援教育検討委員会での検討事項は、次のとおりです。

- 第1回 全体会 (6/25) ・就学支援シートの方向性
- 第2回 A分科会 (7/25) ・就学支援シートの流れ
- 第3回 B分科会 (8/29) ・副籍制度の流れ
- 第4回 C分科会 (9/21) ・エリアネットワークの構築
- 第5回 全体会 (10/29) ・報告と課題の洗い出し
- 第6回 事務局会 (11/29) ・課題整理
- 第7回 全体会 (2/18) ・課題についての報告とまとめ

今年度は、分科会による協議と全体会での報告としました。



### 2 就学支援シートの活用

(1) 就学支援シートの活用について実施要項を下記のように定めました。

#### 1 目的

「就学支援シート」は、就学先が決定した後に、幼稚園や保育園、療育機関等における子どもの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引き継ぎ、障がいのある子どもの就学後の学校生活を適切なものにしていくために作成するものです。

#### 2 対象となる児童・生徒

「就学相談を受ける、受けない」にかかわらず、就学する児童の誰もが作成・活用できます。何らかの障がいのあると思われる児童、対人関係や集団への適応がうまくできない児童、文字や数の操作などある特定のことが習得できない児童、また、音や感触など感覚過敏の児童など、就学にあたって、学校へ予め伝えておきたいことがある児童について、それぞれの項目ごとに作成します。

#### 3 就学支援シートの主な内容

「就学支援シート」には、障がいのある子どもの乳幼児期の指導・支援又は訓練にかかわってきた保護者や就学前機関の担当者が、次のような内容について記入します。

- ① 成長・発達の様子
- ② 指導で大切にしてきたこと（指導内容・方法の工夫や配慮など）
- ③ 就学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項など

#### 4 就学支援シートを受け取った学校での対応

- ・校長の指導のもと、就学支援シートの内容を校内委員会で検討し、確実に担任に伝えるとともに、保護者との個人面談や幼稚園・保育園などとの引き継ぎ会をできるだけ早く実施し、シートの内容を入学後に活用します。
- ・就学支援シートの内容を手掛かりに、子どもの実態に応じた言葉かけや補助の仕方など、一人一人の子どもが意欲的に学習に取り組むことのできる指導や、落ち着いて学習に取り組むことのできる環境設定の工夫などに活用します。

#### 5 就学支援シートの作成の流れ

- |  |       |
|--|-------|
| ①子ども生活部・教育委員会が、就学支援シートの活用について、幼稚園長会・保育園長会で説明し、幼稚園・保育園での準備を進める。 | 【9月】  |
| ②教育委員会が就学支援シートの活用について、校長会や特別支援教育コーディネーター研修会などで説明し、各学校で準備を始める。  | 【10月】 |
| ③教育委員会が、保護者用説明資料とともに、「就学支援シート」を幼稚園・保育園に配布する。                   | 【12月】 |

- |  |         |
|--|---------|
| ④「就学支援シート」の作成を希望する保護者は自己の考えで「就学支援シート」を作成する。はじめに、まず保護者の方が記入する。                              | 【1月】    |
| ⑤次に、幼稚園・保育園が記入し、保護者に渡す。  |         |
| ⑥保護者は、必要があれば療育機関などに記入を依頼する。  |         |
| ⑦保護者は、幼稚園・保育園に「就学支援シート」を戻す。  |         |
| ⑧幼稚園・保育園は「就学支援シート」を指導課就学相談係へ提出する。  | 【2月】    |
| ⑨教育委員会は「就学支援シート」を就学予定の学校に渡す。   | 【3月】    |
| ⑩学校は、校長の指導のもと校内委員会でシートの内容を検討し、保護者との個人面談や幼稚園、保育園との引き継ぎ会を実施し、入学期の指導・支援に活用する。連絡は、学校から保護者へ入れる。 | 【3月～4月】 |

(2) 来年度へ向けて、次の3つの課題が明らかになってきました。

- ①就学支援シートについての周知方法の再検討
- ②就学支援シートの活用状況の把握
- ③他機関との連携

### 3 進学・転学支援シートの作成

進学・転学支援シートの目的と方法は次のとおりです。

小学校から中学校へ進学する際や転学の際には、保護者の同意に基づき「就学支援シート」の趣旨と同様に「**進学・転学支援シート**」を作成します。これは、進学先や転学先で支援が必要であると考えられる児童・生徒について、これまでの支援の経過、担任の所見、保護者の希望等を記入するものです。この進学・転学支援シートは、個別の教育支援計画や個別指導計画とともに進学先の中学校や転学先の学校へ送ります。

進学・転学支援シートには、次のような保護者の同意書が添付されることとなります。

この進学支援シートとともに、個別の教育支援計画や個別指導計画を新しい学校に送付することに同意いたします。

保護者氏名 印  
年 月 日

### 4 今後の方向性

障がいのある方への支援を充実させていくためには、教育、福祉、保健、医療、労働等の各関係機関が連携を密にすることが、大切です。町田市では、特別支援教育エリアネットワーク連絡会の構築に向けて、関係機関との調整を進めています。

このエリアネットワーク連絡会では、各関係機関ができる支援について、情報の共有を共有するとともに充実した支援を行うための協議をし、特別支援教育を一層推進したいと考えています。

例えば、特別支援教育推進のためのガイドラインの作成、副籍制度の実践事例集の作成及び校内委員会の状況把握と課題の改善など、一つ一つ着実に進めていきたいと考えています。



## 障害のある幼児・児童・生徒の就学・入学相談結果の推移

障害のある児童・生徒の「就学相談者数」は、表1のBのように年々増加しており、「全児童・生徒数に対する障害のある児童・生徒の就学相談者数比（全体比）」と「就学相談件数に対する都立特別支援学校への就学者数比（就学者数比）」も年々増加しています。表2の平成19年度就学者のうち、都立特別支援学校への就学者は708人で、前年度より41人増加しました。区市町村立小・中学校等への就学者は、2,954人で、前年度より325人増加しました。

この背景には、区市町村の就学相談体制の充実とともに特別支援学校及び特別支援学級の教育に対する保護者の理解が深まったことがあると考えられます。

表1 就学相談者数（区域外就学、施設を除く）と都立特別支援学校への就学決定者数の推移

〔B 就学相談者数〕は、前年度に就学相談を受けた者の数

入学年度	A 全就学児童・生徒数 (人)	B 就学相談者数 (人)	C 都立特別支援学校 就学決定者数(人)	全体比 B/A%	就学者数比 C/A%	就学相談者数比 C/B%
平成10年度	169,914	2,318	516	1	0	22
平成11年度	165,857	2,336	509	1	0	22
平成12年度	166,006	2,348	515	1	0	22
平成13年度	169,570	2,557	593	2	0	23
平成14年度	162,167	2,642	581	2	0	22
平成15年度	163,168	2,659	577	2	0	22
平成16年度	164,479	3,109	636	2	0	20
平成17年度	165,301	3,350	631	2	0	19
平成18年度	167,499	3,468	667	2	0	19
平成19年度	166,849	3,854	708	2	0	18

表2 就学相談結果（義務教育）平成19年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校就学決定						転居等計	合 計	区市町村立学校就学決定				転居等計	合 計	総 計		
	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	計			特別支援学級	通常の学級	特別支援学校	計			就学決定	転居等	合 計
平成18年度	9	46	195	415	2	667	16	683	1,700	905	27	2,632	153	2,785	3,299	169	3,468
平成19年度	9	47	174	478	0	708	9	717	2,062	861	31	2,954	183	3,137	3,854	183	4,037
増△減	0	1	△21	63	△2	41	△7	34	362	△44	4	322	30	352	555	14	569

表3 都立特別支援学校就学児童・生徒数（学部別）等の推移 平成19年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校合計			視覚障害特別支援学校			聴覚障害特別支援学校			知・肢・病特別支援学校			学区市町村立学校	へ国私立学校	予就免学除猶	転居等	件受東数付都談の
	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計					
平成10年度	382	134	516	9	4	13	39	2	41	334	128	462	10	1	0	2	529
平成11年度	371	138	509	10	9	19	37	6	43	324	123	447	7	2	0	5	523
平成12年度	363	152	515	11	6	17	26	5	31	326	141	467	11	1	1	8	536
平成13年度	428	165	593	12	4	16	26	2	28	390	159	549	8	3	0	4	608
平成14年度	432	149	581	10	4	14	23	1	24	399	144	543	4	3	0	6	594
平成15年度	427	150	577	6	3	9	35	5	40	386	142	528	4	0	0	8	589
平成16年度	461	175	636	14	4	18	42	9	51	405	162	567	6	5	0	6	653
平成17年度	466	165	631	9	7	16	31	3	34	426	155	581	3	1	0	7	642
平成18年度	490	176	667	5	4	9	37	9	46	448	164	612	8	2	0	6	682
平成19年度	539	169	708	7	2	9	34	13	47	498	154	652	2	2	0	5	717

表4 平成19年度入学者 都立特別支援学校入学相談結果（幼稚部・高等部）（人）

入学年度	幼稚部			高等部（普通科・保健医療科）※職業コースを除く								高等部（専攻科）				高等部（職業学科・職業コース）				
	視覚障害	聴覚障害	計	視覚障害			聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	計	視覚障害		聴覚障害	計	知的障害			計	
				普通科	保健医療科	計						保健医療科	療科			計	産業技術科	就業技術科		ネ普通科コース
平成18年度	12	33	45	15	2	17	38	180	904	5	1,127	7	16	32	55	20	100	16	136	
平成19年度	7	32	39	14	5	19	47	202	1,012	4	1,265	17	11	11	39	20	100	16	136	
増△減	△5	△1	△6	△1	3	2	9	22	108	△1	138	10	△5	△21	△16	0	0	0	0	

＜お知らせ＞ ○東京都就学相談室は、平成20年4月1日より「東京都特別支援教育推進室」に名称を変更する予定です。